

粕屋町選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和 8 年 9 月 14 日

令和 8 年 8 月 3 0 日執行 粕屋町長選挙

通称ではなく本名を記載

候補者 粕 屋 太 郎

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇 粕屋町〇〇一丁目△番〇号			
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備
令和8年8月25日	福岡〇〇〇 わ〇〇〇〇	30.5 ℓ	4,575 円	供給日ごとに記載すること。
令和8年8月26日	福岡〇〇〇 わ〇〇〇〇	18.2 ℓ	2,730 円	
令和8年8月27日	福岡〇〇〇 わ〇〇〇〇	26.3 ℓ	3,945 円	
令和8年8月28日	福岡〇〇〇 わ〇〇〇〇	12.2 ℓ	1,830 円	
令和8年8月29日	福岡〇〇〇 わ〇〇〇〇	35.3 ℓ	5,295 円	

備考

- 1 この証明書は、燃料の供給を受けた日付、昭和45年運輸省令第18号「道路運送車両の18第1項」に基づき、燃料の供給を受けた書面、燃料の供給から燃料供給業者へ支払を請求するときに添付してください。
- ※ 給油日が8月30日の給油分は制度の対象とはならないので、気を付けてください。
- 注意 燃料代の場合は給油伝票の写しを添付していただきますが、給油伝票については次の点に注意してください。
- 契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
- 給油日、給油した車両のナンバー下4桁の数字、給油量、給油金額が確認できること。(手書き可。)
- 給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求書内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に記
- 3 燃料供給業者が粕屋町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、粕屋町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までとなります。